

静岡混声合唱団ひびき団則

[名 称]

第1条 合唱団の名称は、「静岡混声合唱団ひびき」という。以下、合唱団とする。

[事務所の所在地]

第2条 合唱団事務局は団長宅または団長の指定した場所とする。

[目 的]

第3条 合唱を通じて地域の音楽文化に貢献し、音楽の楽しさを多くの人に理解してもらうことを目的とする。

[事 業]

第4条 合唱団は、目的を達成するため次の事業を行うことができる。

- ①オーケストラの演奏会に合唱部門として出演
- ②自主演奏会の開催
- ③公共団体等が主催する文化活動への参加
- ④その他合唱団が認める事業

[団 員]

第5条 合唱団の目的・事業に賛同する者は団員となることができる。

[団員の入団]

第6条 入団を希望する者は、所定の申込用紙に必要事項を記入して合唱団に提出しなければならない。

[団員の退団]

第7条 退団の際には、役員を通して合唱団に申告しなければならない。

- 2、退団の時、団費等未納分がある場合は、退団の申告と同時に納入しなければならない。

[団員の休団]

第8条 合唱団の練習を個人的理由により、1ヵ月または連続して長期にわたり休む者は、休団する旨をパート委員を通して団長に届け出、了承を得なければならない。

- 2、休団者は、通常の団費を支払う必要はない。休団を申し出た翌月から通常団費の納入は免除される。ただし、合唱団復帰の月からは、通常団費を納入する。
- 3、休団期間は、第15条6項に定める休団費を支払うものとする。

[団の構成及び役員]

第9条 合唱団の規模を維持する団員構成とし、次の役員を置くことができる。

- | | | | |
|--------|---------|----------|---------|
| ①団長 | 1名 | ⑥パートリーダー | 各パート若干名 |
| ②副団長 | 2名 | ⑦会計 | 1名 |
| ③渉外 | 1名 | ⑧会計監査 | 2名 |
| ④庶務 | 1名 | ⑨顧問 | 若干名 |
| ⑤パート委員 | 各パート若干名 | ⑩広報 | 若干名 |

2、役員に不具合が生じた場合は、代行を置くことができる。

3、合唱指導者として下記を置くことができる。

- ①常任指揮者 ②ピアニスト ③トレーナー

[役員を選出と任期]

第10条 役員は通常総会において選出する。

- 2、任期は1年とし、再任を妨げない。

[役員の仕事]

第11条 前条役員の仕事はつぎの通りとする。

- ①団長 合唱団を代表し、団務を総括する。
- ②副団長 団長を補佐し、団長支障のある時はその仕事を代行する。
- ③渉外 外部関係団体及び団内との連絡調整を行う。
- ④庶務 合唱団の庶務事項、記録を務める。

- ⑤パート委員 団務の正常な運営を図るため、団務を分担して行う。
- ⑥パートリーダー 指導者の指示等を円滑に団員に周知し、合唱団の技術向上につとめる。
- ⑦会計 合唱団の会計（現金出納、預金、証憑、決算等）を務める。
- ⑧会計監査 合唱団の会計について監査を務める。
- ⑨顧問 団長の要請により、会議に出席し意見を述べるができる。
- ⑩広報 団活動の企画、運営、広報等を任務とする。

[会 議]

第12条 合唱団の会議は、総会及び役員会とする。

[総 会]

第13条 総会は通常総会と臨時総会とする。

- 2、通常総会は、毎年1回原則として、4月に開催する。
- 3、通常総会は、団員の3/4以上の出席及び委任状をもって成立する。
- 4、通常総会は、次の事項について審議する。
 - ①前年度事業報告
 - ②前年度会計及び会計監査報告
 - ③新年度事業計画及び予算の承認
 - ④役員を選出及び承認
 - ⑤その他必要事項
- 5、総会の決定は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 6、臨時総会は、役員会が必要と認めた時に開催する。

[役員会]

第14条 役員会は、団長・副団長・渉外・庶務・広報・顧問・パート委員・パートリーダー・会計及び会計監査をもって構成する。

- 2、役員会は合唱団運営上の必要事項について、団長の招集により随時開催することができる。
- 3、役員会で検討あるいは決定した事項については、団員総員に報告しなければならない。決議事項は必要に応じて団員に計り、過半数の承認を得て決定する。
- 4、役員会においては会議の記録をとり、必要に応じて文書にして団員に配布する。

[団 費]

第15条 団員は、毎月最初の練習日に、当該月の団費を納入しなければならない。

- 2、団費は月額4,000円とし一般会計予算に充当する。月の途中入会の場合は残りの練習回数1回あたり1,000円を団費とし一般会計予算に充当する。
- 3、団費を変更する場合は、役員会で検討した上で総会にはかり決議をもって行う。
- 4、団費は数ヶ月分を事前に一括納入できる。
- 5、団費納入は、練習会場受付において、各自団費納入袋に現金を入れ、納入日記入の上役員に渡すこと。
- 6、休団者は休団期間中、休団費1,000円/月を合唱団に納入しなければならない。
- 7、一度納入された団費、休団費、演奏会積立金は返金しない。

[出席管理]

第16条 練習等に出席したときは、各自出席簿に出席印を押印する。

- 2、練習を欠席する場合は、前もって役員にその旨を連絡すること。

[事業年度]

第17条 毎年、4月1日～翌年3月31日とする。

[団則の改正]

第18条 本団則は、総会によって議決し変更することができる。

- | | | | | |
|------|--------------------------|------------------|------------------|------------------|
| [付則] | (1)本団則は、平成12年9月1日より施行する。 | (5)改正団則 | 平成21年4月1日より施行する。 | |
| | (2)改正団則 | 平成17年4月1日より施行する。 | (6)改正団則 | 平成23年4月1日より施行する。 |
| | (3)改正団則 | 平成18年4月1日より施行する。 | (7)改正団則 | 平成26年4月1日より施行する。 |
| | (4)改正団則 | 平成20年4月1日より施行する。 | (8)改正団則 | 令和6年5月1日より施行する。 |